

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平生町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山口県平生町長

公表日

令和8年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施及び接種履歴管理②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答⑤予防接種実費徴収⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表 14項、126項</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2・番号法 第19条第6号(委託先への提供)・番号法 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(主務省令)第2条の表 25項、26項、153項、154項・主務省令第27条、第28条、第155条、第156条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・主務省令第2条の表 25項、27項、28項、29項、153項・主務省令第27条、第29条、第30条、第31条、第155条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し研修を実施し、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は複数人での確認を行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に設定しているため、権限のない者により特定個人情報を不正に入手されるリスクへの対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】なし	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】16の2項、16の3項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】12条の2	事後	法令改正に伴う修正
平成30年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	健康保険課	事後	部署名の変更に伴う修正
平成30年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長 田代 信忠	健康保険課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年12月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115	健康保険課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115	事後	部署名の変更に伴う修正
平成30年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	しきい値の確認に伴う修正
平成30年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	しきい値の確認に伴う修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	評価書のとおり	事後	様式変更に伴う追加
令和2年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。	事前	
令和2年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和2年12月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2	事前	
令和2年12月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】16の2項、16の3項【情報照会】17.18.19項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】12条の2【情報照会】13条	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】16の2項、16の3項、115の2項【情報照会】17.18.19項、115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】12条の2、59条の2【情報照会】13条、59条の2	事前	
令和2年12月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	しきい値の確認に伴う修正
令和2年12月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	しきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2項、16の3項、115の2項 【情報照会】17,18,19項、115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2、59条の2 【情報照会】13条、59条の2	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2項、16の3項、115の2項 【情報照会】16の2項、17,18,19項、115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2、59条の2 【情報照会】13条、59条の2	事後	
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和8年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表 14項、126項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法 第19条第6号(委託先への提供) ・番号法 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	法令改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2項、16の3項、115の2項 【情報照会】16の2項、17,18,19項、115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2、59条の2 【情報照会】13条、59条の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令(主務省令)第2条の 表 25項、26項、153項、154項 ・主務省令第27条、第28条、第155条、第15 6条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・主務省令第2条の表 25項、27項、28項、2 9項、153項 ・主務省令第27条、第29条、第30条、第31 条、第155条	事後	法令改正に伴う修正
令和8年2月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	接続しない	評価書のとおり	事前	利用システムの変更に伴う修正
令和8年2月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業	—	評価書のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策	—	評価書のとおり	事後	様式変更に伴う修正